

# 公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定

## 公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月 学校法人東北公益文科大学

### 1 目的

この要領は、公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定について、随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から最良提案者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の内容及び仕様等

#### (1) 業務の名称

公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関

#### (2) 業務の内容

公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定企画提案仕様書（別添）（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、期間満了3か月前までに、いずれか一方が特段の意思表示を行わなかった場合は、さらに1年更新するものとし、以降も同様とする。

### 3 応募に関する事項

#### (1) 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、公立大学法人東北公益文科大学の主要金融取引業務を効果的かつ効率的に実施することができる金融機関であり、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条第2号に規定する総務省令で定める金融機関（銀行、信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫及び信金中央金庫、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていないものであること。
- ③ 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立を行っている者（再生手続開始又は更生開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。
- ⑥ 酒田市内に本店又は支店を有すること。
- ⑦ フームバンキングシステムを展開し、全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用して他の金融機関への振込み、口座振替ができること。

## （2）失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、この要領で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 学校法人東北公益文科大学が設置する公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定に関する企画審査会（以下「企画審査会」という。）において不適切と認められたとき。

## 4 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

### （1）提出書類及び提出部数

| 提出書類           | 提出部数 |
|----------------|------|
| ① 参加申込書（様式1）   | 各1部  |
| ② 業務実績報告書（様式2） |      |

|  |  |
|--|--|
| ③ 商業・法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写しでも可）   |  |
| ④ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） |  |
| ⑤ 納税証明書（写しでも可。消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3か月以内のもの。）   |  |
| ⑥ 印鑑証明書（原本）  |  |
| ⑦ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約時に使用する場合に提出すること。）  |  |
| ⑧ 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）                                   |  |
| ⑨ 誓約書（様式5）   |  |

（2）提出期限 令和7年12月23日（火）正午（必着）

（3）書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

## 5 企画提案書の作成、提出

仕様書に基づき、次により企画提案書を作成すること。

（1）提出書類及び提出部数

| 提出書類                      | 提出部数                         |
|---------------------------|------------------------------|
| ① 企画提案書（記述形式任意、ページ数の指定なし） | ・紙媒体：各10部<br>・電子媒体（CD-R等）：1部 |

（2）提案書の記載内容

企画提案書の作成に当たっては、仕様書に基づき、公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定企画提案書作成要領に沿って記載すること。

（3）提出期限

令和8年1月23日（金）正午（必着）

（4）書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式6）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定への問合せ」として、「11 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

### (2) 質問受付期限

令和7年12月15日（月）午後5時（必着）

### (3) 質問への回答

質問に対する回答は、その都度、メールで送信する。ただし、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、質問者は必ず全ての質問と回答を確認すること。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものでないと判断した場合は、回答しないものとする。回答メールを受信後は、受信確認メールを送付すること。

## 7 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 企画審査会において、公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定企画提案審査基準（別紙）に基づき、提案書類及び提案者のプレゼンテーションにより審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

(3) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。

(4) 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。提案者がない場合は、プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

## 8 契約締結

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とともに、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、契約を締結するものとする。

(2) 最優秀提案者が契約しなかった場合又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合がある。

- (3) 契約締結の手続は、令和8年4月1日付で、公立大学法人東北公益文科大学設立後、法人理事長と最優秀提案者が行うものとする。
- (4) 令和8年3月31日までの間は、準備期間とし、契約に向けた協議及びファームバンキング導入のための打合せ等の対応を行うものとする。
- (5) 委託業務に係る契約手続は、学校法人東北公益文科大学において行う。

## 9 スケジュール

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (1) 質問受付期限       | 令和7年12月15日（月）午後5時（必着）   |
| (2) 質問回答期限       | 令和7年12月19日（金）午後5時までに行う  |
| (3) 参加申込書等提出期限   | 令和7年12月23日（火）正午（必着）     |
| (4) 参加資格の審査結果通知  | 令和7年12月26日（金）午後5時までに行う。 |
| (5) 企画提案書等提出期限   | 令和8年1月23日（金）正午（必着）      |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和8年1月下旬（予定。詳細は別途通知）    |
| (7) 企画審査会の開催     | 令和8年1月下旬（予定）            |
| (8) 審査結果の通知      | 令和8年1月30日（金）            |

## 10 その他

- (1) 提案できる件数は、1提案者につき1件とする。
- (2) 提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適正と認められるもののみを受理する。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。
- (5) 提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (6) 掲載する各種データについて、調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続は企画提案者が行うものとする。
- (7) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、学校法人東北公益文科大学が必要とするときは、必要に応じて提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (8) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 提出・問合せ先」に報告すること。
- (9) プレゼンテーションの内容は、提出している企画提案書に基づくものとする。
- (10) この公募及び契約については、学校法人東北公益文科大学の都合により変更・中止する場合がある。
- (11) 採用した企画提案書の著作権は学校法人東北公益文科大学に帰属する。
- (12) 不採用となった企画提案書の著作権は提案者に帰属する。

## 11 提出・問合せ先

学校法人東北公益文科大学 総務課

〒998-8580 山形県酒田市飯森山三丁目 5 番地の 1

電 話 番 号 : 0234-41-1111

E - m a i l : somu-k#koeki-u.ac.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

以上